

自転車通行環境整備における路面のカラー標示について

	車道を通行する場合（自転車は、車道が原則）			歩道を通行する場合		(参考) その他のカラー標示	
	自転車道	自転車専用通行帯 (自転車レーン)	車道混在 (矢羽根)	自転車歩行者道		通学路	
色	ベンガラ	青	青	ベージュ	—	緑	
平面図							
断面図							
写真							
説明	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車、自動車が通行する場所がそれぞれ緑石などで分離されている。 自転車は、自転車道を通行しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車と自動車が通行する場所は視覚的にのみ分離されている。 自転車は自転車レーンを自動車と同一方向にのみ通行できる。 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道がある場合は、自転車は歩道を通行することもできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の通行する場所が視覚的に明示されている。 自転車は矢羽根型路面標示上を車両と同一方向に通行することが望ましい。 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道がある場合は、自転車は歩道を通行することもできる。 	<p>【規制標識】「自転車及び歩行者専用」</p> <p>【ピクトマーク】「徐行」</p> <p>【ピクトマーク】「歩行者優先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道では、自転車は歩道を通行することができる。 自転車は歩道の車道よりの部分を通行することができるが、歩行者優先で徐行しなければならない、歩行者の通行の妨げとなるときは一時停止しなければならない。 		<ul style="list-style-type: none"> 通学路のうち、歩道の整備やガードレールの設置などが難しい箇所については、児童の通行空間を分かりやすくするために、路肩のカラー舗装を行っています。 	

自転車は車道の左側通行！

出典) 国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月改定)」を基に作成

※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方は、歩道に自転車歩行者道の標識がなくても通行することができます。